

# 愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 監査公表

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表 第3号 (監査委員事務局) 1

## 監査公表

### 30監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県知事から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成30年3月9日

愛知県監査委員	篠田信示
同	川上明彦
同	山内和雄
同	神野博史
同	鈴木喜博

### 包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>【平成28年度包括外部監査】 (県税の賦課徴収等に係る財務事務について)</p> <p>第1 全体的事項</p> <p>1 徴収率の向上</p> <p>(1) 個人住民税徴収率向上に向けた取組</p> <p>【意見】地方税法第48条を活用した市町村とのコミュニケーションについて</p> <p>現行の地方税法第48条による県職員の滞納整理について、県の職員の徴収手法を市町村に提供することで、市町村の徴収スキル向上につながることを期待される。例えば、県職員が担当する市町村との間で、事例についての検討会を定期的に開催することにより、スキルを伝達すること等が望まれる。</p> <p>【意見】地方税法第48条の対象の拡大について</p> <p>現在は地方税法第48条の対象を過年度滞納分に限り引継ぎの対象としているが、現年度滞納分を対象に追加することが望まれる。</p> <p>【意見】特別徴収推進に向けた市町村への対応について</p> <p>県内市町村の多くは、段階的な実施や予定も含めて既に一斉切替えを終えている状況であり、県全体としての特別徴収率の更なる向</p>	<p>平成29年度から、地方税法第48条に基づく個人住民税の県による直接徴収では、県に引き継がれた滞納事案を市町村に返還する際に、県職員が当該市町村の徴収担当者に面談等を実施し、滞納整理スキルを伝達するなど、市町村とのコミュニケーションを密にすることにより徴収スキル向上を図っている。</p> <p>平成29年度から、地方税法第48条に基づく個人住民税の県による直接徴収は、県に引き継ぐ滞納事案の対象を現年度滞納分にも拡大して実施している。</p> <p>平成29年2月に開催した愛知県個人住民税特別徴収推進協議会において、特別徴収の一層の推進を働きかけた。</p>

上に向けて、これまで特別徴収推進に消極的であった市町村に対する働きかけが望まれる。

## 2 県税事務所における書類管理

【意見】廃棄資料の倉庫における管理方法について

個人情報保護の観点から、「総務部個人情報管理マニュアル」及び「県税事務における特定個人情報等の取扱要領」に基づき、職員用ロッカーを併設した、廃棄資料を保管している倉庫の日中の施錠を徹底することが望まれる。

## 第2 個別的事項

### 1 法人県民税・事業税

【意見】法人税名簿異動リストを用いた調査の顛末の網羅的な記載について

法人税名簿異動リストに配信された法人ごとに調査を実施して納税義務者となるか否かの判断をしているが、一部の法人について顛末が記載されていない。異動リストに抽出された法人を漏れなく調査したかを確かめるために、網羅的に顛末を記載することが望まれる。

【意見】問い合わせ結果の記録について

法人事業税の対象の可否についての問い合わせ結果が付箋に記載されていた。

付箋は剥がれて紛失する可能性があること、法人事業税の対象か否かの重要な判断に関する内容が記載されていたことから、日付（時刻）、担当者、問い合わせ内容及びその結果については、届出書に直接記入する、あるいは別途問い合わせ記録書面を作成するなど証跡を残すことが望まれる。

【意見】電子申告情報エラーリストへの対応結果の記載について

電子申告情報エラーリストについて、対応記録がないなど顛末の記載が不十分なケースがあった。電子申告情報エラーリストは、適切な課税を行うために必要なものであることから、エラーに網羅的に対応していることが分かるようにするため、全てのエラーについて顛末を記載することが望まれる。

【意見】不申告法人状況調査書における対応担当者名の記載について

不申告法人状況調査書に、対応した担当者が記載されていない。情報源を明確にするためにも、担当者名を記載することが望まれる。

【意見】税務署より提供される情報範囲の拡大に向けた働きかけについて

税務署から提供される情報の範囲を拡大することによって、県税事務所職員及び調査に協力している税務署職員の事務負担軽減につながる可能性がある。税務署から提供される情報の範囲の拡大に向けた国への働きかけは、三税税務打合せ会を通じて毎年行っているとのことであるため、中長期的な課題として、今後も継続的に行っていくことが望まれる。

平成28年度に廃棄資料を保管する倉庫と職員用ロッカーの併用をやめ、廃棄資料は、他の倉庫で施錠保管することとした。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、異動リストに抽出された法人の調査を行った際は、調査内容を調査書に記載するよう周知することとした。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、調査対象者に対する問い合わせ日時、問い合わせ内容及び問い合わせ先の担当者を調査書に直接記載するよう周知することとした。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、電子申告情報エラーリストについて確認又は処理をしたものは、その調査記録を調査書に記載するよう周知することとした。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、不申告法人状況調査書に確認又は処理をした担当者名を記載するよう周知することとした。

税務署から提供される情報の範囲の拡大に向けた国への働きかけは、三税税務打合せ会を通じて毎年行っているところであり、今後も継続的に行っていく。なお、平成29年度は10月に打合せ会が開催され、国税局に対し要望を行った。

【意見】未登録法人等確認一覧表を用いた調査の顛末の網羅的な記載について  
未登録法人等確認一覧表を用いた調査に基づき納税義務者となるか否かの判断をしているが、調査結果に調査に関する顛末が記載されていない場合があった。未登録法人等確認一覧表に抽出された法人を漏れなく調査するためにも、網羅的に顛末を記載することが望まれる。

## 2 個人事業税

【意見】業種等の照会結果に基づく課税適否に関する責任者、判断結果及び根拠の明確化について

ア 課税適否の判断結果及び根拠がいずれも記載されていないため、必要に応じて判断結果及び根拠を記載することが望まれる。

イ 課税適否の判断に関して、誰が判断し、誰が承認したかの記録が残されていないため、責任の所在が不明確である。照会文書に押印欄を設け、担当者及び上長が押印して、責任の明確化を図ることが望まれる。

【意見】個人事業税の賦課調査資料（更正決定等決議書等）における対応担当者の明確化について

個人事業税の賦課調査資料（更正決定等決議書等）について、対応担当者の氏名の記載も押印もなされていなかった。対応結果の記録を残す場合には、対応担当者の氏名の記載又は押印をすることで対応担当者を明確にすることが望まれる。

【意見】賦課調査資料における調査の経緯及び課税判断結果の記載について

賦課調査資料（所得税申告書）について、疑問点が付箋に記載されている書類、顛末が記載されていない書類が発見された。調査した内容については、業務上重要な判断である課税判断の根拠資料となるものと考えられるため、後日閲覧しても分かるように調査の経緯及び課税判断の結論を記載することが望まれる。

【意見】送達不能文書整理簿を点検した際の点検証跡について

納税通知書等が所在不明等の理由により返送された場合は、送達不能文書整理簿に必要事項を記載することになっている。事務マニュアル上、当該帳簿は随時班長等が点検することとされているが、確認証跡が残されていない。班長等が点検したことを客観的に確認できるように証跡を残すことが望まれる。

【意見】国税連携により提供される情報範囲の拡大に向けた働きかけについて

税務署から提供される情報の範囲を拡大することによって、県税事務所職員及び調査に協力している税務署職員の事務負担軽減につながる可能性がある。国税連携により提供される情報の範囲の拡大に向けた国への働きかけは、三税税務打合せ会を通じて毎年行っているとのことだが、中長期的な課題として、今後も継続的に行っていくことが望まれる。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、未登録法人等確認一覧表に基づく調査の結果を調査書に記載するよう周知することとした。

平成29年度から、課税適否の判断を記載するための様式を事務マニュアルに定め、判断結果及び根拠を記載することとしたとともに、これを照会文書に綴った上、押印欄に担当者及び上長が押印することで、責任の明確化を図ることとした。

平成29年度から、対応結果を記録するための様式を事務マニュアルに定め、押印欄に担当者が押印することで対応担当者を明確にすることとした。

平成29年度から、調査した内容を記載するための様式を事務マニュアルに定め、調査の経緯及び課税判断の結論を記載することとした。

平成29年度から、送達不能文書整理簿の明細ごとに班長等の点検欄等を追加し、処理済の明細と未処理の明細が容易に判別できるよう様式を改めた。

税務署から提供される情報の範囲の拡大に向けた国への働きかけは、三税税務打合せ会を通じて毎年行っているところであり、今後も継続的に行っていく。なお、平成29年度は10月に三税税務打合せ会が開催され、提供情報範囲の拡大について働きかけを行った。

**【意見】送達不能文書整理簿の様式の見直しについて**

送達不能文書整理簿について、一部の県税事務所では、事務マニュアル様式でなく独自で作成した様式を使用していた。独自様式は課長等の点検用の押印欄が設けられるなど、改良されていた。統一的に事務処理を行う観点からは、事務マニュアルに沿った様式を使用することが望まれるため、各県税事務所の利便性に配慮して、様式については随時見直していくことが望まれる。

**3 不動産取得税****【意見】法務局資料収集方法の見直しについて**

不動産取得情報の入力業務の民間委託を含め、正確かつ効率的な収集方法の見直しが望まれる。

**【意見】申告書の提出義務があることの周知徹底について**

反復して不動産を取得する者（不動産業者等）のうち、請求しても申告書の提出をせず、不動産取得税を納付しない者等に対しては、過料を科すなどの対応が望まれる。不動産取得税の納税義務者には申告書の提出義務があることを周知徹底することが望まれる。

**【意見】税務システムへの二重登録防止について**

税務システムに表題登記が登録されていることに気付かずに、保存登記を二重に登録してしまった場合に、二重課税となる可能性がある。

税務システムに所在地が同じものを入力した場合、注意喚起のメッセージが出るようなシステム対応を検討することが望まれる。

**【意見】不動産評価室の建築家屋評価結果のチェック体制について**

案件によっては担当者が表計算ソフトの数式を変更することがあるので、上席者が評価結果のチェックを行う際には、具体的な計算チェックを行うことが望まれる。

**【意見】免税点未満の判断根拠の記載について**  
「課税明細（不動産取得税課税明細書兼減額

平成29年度から、送達不能文書整理簿の明細ごとに班長等の点検欄等を追加し、処理済の明細と未処理の明細が容易に判別できるよう様式を改め、統一的に事務処理を行うこととした。今後も利便性に配慮して、随時見直しを行っていく。

法務局資料の収集方法について、民間委託を含めて検討した結果、平成29年度から特定の2県税事務所の職員による資料収集の方法から、各県税事務所の職員による資料収集へと収集方法を変更したことにより、資料収集件数が従来より増加し、また、転記誤り等のミスも減少した。

また、一部の市町村の協力を得て、一部の県税事務所において新しい資料の収集方法を試行した。今後も継続してより効率的な資料収集方法の見直しを図ることとした。

現行制度において、不動産取得税を納付しないことを理由とした過料を科すことはできないが、不動産取得税の未申告者に対して過料を科すことは可能であるため、引き続き制度の適切な運用に努めている。

なお、不動産取得税は申告によらずとも課税できるため、法務局や市町村から不動産の取得の事実を把握することで、不動産取得税の確実な課税が行えているところであるが、平成29年度に、不動産業者等反復して不動産を取得する者に対しては、積極的に課税のお知らせを送付し、申告書の提出を働きかけたほか、課税時期を知らせて納期内納付を呼び掛けるようにした。また、不動産取得税のあらまし及びホームページ等における記載内容等を修正することにより、不動産取得税の申告義務についてより一層の周知徹底を図った。

現行のシステム上、登記情報の重複のみで二重課税となることはないが、入力ミスによる二重課税を防ぐため、平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、税務システムに登記情報を入力する際には、既存の登録情報の有無の確認を徹底することにより、二重登録の防止を図ることについて周知することとした。

平成29年度から、修正していない原本のファイルの計算式にロックをかけ、計算式を修正する場合は、ロック解除をした上でファイルを修正することとした。また、計算式を修正した場合は、評価計算書の修正箇所にもマーカーを引き、確実に修正内容をチェックすることとした。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員

等調査書)」に担当者の判断過程が残されていないと、上席者は、担当者が実際にどのような確認をしたのかチェックできないことから、担当者の判断過程を残すことが望まれる。

【意見】不動産取得税課税明細書（建築家屋資料調査表）の様式及びシステム対応の必要性について

認定長期優良住宅の控除額が、税務システム上「不動産取得税課税明細書（建築家屋資料調査表）」の控除額の欄及び減額等後の欄に反映されるよう、税務システムで対応することが望まれる。

【意見】納税通知書と課税明細書の照合証跡について

現状では、納税通知書と課税明細書との照合が実際に行われたかどうかは、調定決議や監査等で事後的に確認することができない状況である。手元に残る課税明細書（価格決定伺いを含む。）に照合結果を残すことが望まれる。

【指摘】検索結果一覧表の書類上の不備について

未処理のものがないことを確認するために、事務マニュアルにおいて、検索結果一覧表に照合を行った担当者の認印を押印することとしているが、押印がなされていない県税事務所があった。押印を行う必要がある。

【意見】調定決議書等の書類上の不備について  
調定決議書は、納税通知書の発付のために必要な承認を得るための重要な書類であることから、特にその修正については厳格な対応が望ましい。

ア 決裁日の修正は本来あってはならず、単純な記載ミスであっても、担当者だけの訂正印だけでなく、上席者が確認することが望まれる。

イ 調定額の内訳の修正は、二重線で消し、訂正印を押印することが望まれる。

ウ 不動産取得税に係る滞納繰越調定分については、徴収課で調定決議書を作成しているが、不動産取得税グループで調定決議書の連番管理を行うために、適切にコピーを綴ることが望まれる。

エ 調定決議書自体の取消しを行う際に、取消しに関する調定決議書を作成することが望まれる。

オ 調定決議書とその添付書類は、照合を行うが、一部の調定決議書にはその照合印がないものがあつた。照合印を残すことが望まれる。

カ 調定決議書に決裁日のないものがあつた。決裁日は確実に記載することが望まれる。

キ 不動産取得税課税明細書（建築家屋（自主評価分）調査表）の修正については訂正印を使用するなど適切に対応することが望まれる。

#### 4 自動車税

【意見】課税明細書の確認について

から各県税事務所の担当者に対し、課税標準額の算定の際に、共有者の一部に免税点となる者がいる場合など通常とは異なる課税標準額の算定が含まれるときは、その判断過程を適切に記載するよう周知することとした。

平成29年2月から、不動産取得税課税明細書（建築家屋資料調査表）に認定長期優良住宅の控除額及び控除後の額を反映するようにシステムを改修した。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、納税通知書と課税明細書の読み合わせを行ったときは、課税明細書等に照合結果を残すことなどにより対応するよう周知することとした。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、検索結果一覧表の照合を行ったときは担当者の認印を漏れなく押印することを周知することとした。

平成29年度から担当者会議において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、調定決議書及びこれに添付する書類の訂正等を行う場合は、記載ミスがあつた際は担当者のみではなく上席者が確認すること、調定額の内訳を修正する際は二重線で消した上で訂正印を押印すること、不動産取得税グループにおいて調定決議書を適切に管理すること、調定決議書の取消しの際は取消しに関する調定決議書を作成すること、調定決議書と添付書類の照合を行う際は照合印を残すこと、調定決議書には確実に決裁日を記載すること、不動産取得税課税明細書の修正の際は訂正印を押印し対応することを周知することとした。

「自動車税課税明細書」と「自動車取得税・自動車税申告書」の画像データとの照合については、可能な限り全件チェックすることが望まれる。また、全件チェックが実施できるようにあらかじめ計画的に準備することが望まれる。

【意見】 調定決議書の添付資料の修正方法について

調定決議書の添付資料の修正については、ペン書きで修正し、訂正印を押印することが望まれる。

5 自動車取得税

【意見】 委託先の個人情報保護状況のモニタリングについて

外部委託先の監督及び調査として、現地調査等を行い、個人情報保護に関して、県の「個人情報取扱事務委託基準」に基づき業務が行われていることを確認することが望まれる。

6 軽油引取税

【指摘】 免税証用紙の管理方法について

手書きで残枚数を記入することにより、免税証受払簿照会画面の残枚数と保管している免税証の残枚数を照合し、過不足が生じていないことを確認した証跡を残す必要がある。

【意見】 免税軽油使用者証交付申請書の年間見込所要数量の記入について

「免税軽油使用者証交付申請書」の年間見込所要数量と「免税証交付申請書」の数量が大きく乖離している申請については、申請者に理由を確認の上、修正するよう指導することが望まれる。

【意見】 免税軽油使用者証の交付を受けた者に対する事後の調査について

免税軽油の引取りに係る報告義務については、愛知県県税条例第60条の17で定められており、課税の公平の観点からも適切な事後調査が望まれる。

【意見】 免税証・免税軽油使用状況明細表の取扱いについて

「免税証・免税軽油使用状況明細表」の提出が必要であるなら、「業種等によって」というホームページの表現は不適切であり変更することが望まれる。また、提出が必要な様式は、ホームページ上で公表することが望まれる。

【意見】 免税軽油所要数量を計算する様式について

事務マニュアルにて様式が定められている場合は様式を使用することにより、各県税事務所ですべて統一した事務を行うべきであるが、様式が実態に即していない場合は、様式を改めることが望まれる。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、課税明細書の確認に当たっては、申告内容により、確実にチェックをすべきものとチェックを簡易にすべきものとに分け、効率的に全件のデータをチェックするよう周知することとした。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、調定決議書の添付資料を修正する際は、ペン書きで修正を行い訂正印を押印することを周知することとした。

平成28年度から、外部委託先の実地調査を実施することにより「個人情報取扱事務委託基準」に基づき業務が行われていることを確認することとした。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、免税証用紙の管理について、過不足が生じていないことを確認した記録をとるよう周知することとした。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、免税軽油の使用数量について確認を必要とする場合は、申請者に理由を確認するよう周知することとした。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、報告書の提出状況を一覧表等により一括管理し、期限を超過しても報告書の提出がないものは速やかに督促するよう周知することとした。

平成28年度に、ホームページにおける記載内容の修正及び提出が必要な様式の公表を行った。

事務マニュアルにおいては、免税軽油所要数量を計算するためのものとして、県で作成する「免税軽油所要量算出基礎計算書」の様式を定めるとともに、事業者の提出書類については様式を任意とし必要な記載項目を定めている。事業者提出書類について様式を任意としていること、及び事務マニュアルで様式を定めている「免税軽油所要量算出基礎計算書」の内容について、現行の事務の実態に即して問題がないことを確認するとともに、平成29年度に、税務

**【指摘】軽油引取税特別徴収義務者証返納書について**

軽油引取税特別徴収義務者証返納書の「※確認欄」に破棄した年月日を記入し担当者が押印することとなっているが、押印がない事案があった。事務マニュアルに従い適切に事務を遂行する必要がある。

**7 徴収****【意見】 税務書類の持ち出しの返却確認について**

「滞納整理復命書」に書類持ち出し管理の機能も明確に持たせるように様式を変更することが望まれる。

**【意見】 長期滞納案件への対応について**

納税者が納税の意思を示していても、滞納が引き続き行われているような場合には、担保となる財産を差し押さえる等、完納に向けた確実な方法を検討することが望まれる。

また、実質的には資力がなく、今後も滞納額の納付が望めない案件について長期間にわたって、職員が対応することは効率性という観点からは疑問を感じる点でもある。その点を今後も意識して税務事務を遂行することが望まれる。

**【意見】 領収印の取扱いについて**

海部徴収課は、徴収事務取扱要領で定める領収印の取扱いとは異なる取扱いを行っていた。徴収事務取扱要領にのっとった取扱いをすることが望まれる。

**【指摘】 県税領収書の返納に際しての事務について**

徴収担当職員の異動が生じた場合に返納される県税領収書の表紙に、保管者の検閲年月日の記載及び押印がなく、本来必要ではない総務事務担当者の押印がなされていた。

また、「領収書・納付（納入）受託書受払補助簿」で、保管者による返納する旨及び返納年月日の記載と、総務事務担当グループの受領印が漏れていた。今後は徴収事務取扱要領に従った運用を徹底する必要がある。

**【指摘】 返納された使用済み県税領収書の保管について**

使用済みの県税領収書の表紙を、総務事務担当グループにて不要と判断し、処分してしまっていた。使用済み県税領収書は検閲年月日と押印のなされた表紙も含めて、保存年限まで保管されることが必要である。

**【指摘】 県税領収書の受け払いについて**

県税領収書を保管者である徴収グループ班長から総務事務担当グループに返納する場合に必要な、補助簿備考欄への総務事務担当グループの受領印が押印されていなかった。徴収事務取扱要領にのっとって処理する必要がある。

課職員から各県税事務所の担当者に対して、事務マニュアルに定められた様式がある場合は、当該様式を使用して事務を進めるよう周知徹底を行った。

平成29年度から担当者研修において、税務課職員から各県税事務所の担当者に対し、事務マニュアルに従い担当者が漏れなく押印するよう周知することとした。

平成29年4月に徴収事務取扱要領を改正し、様式に持出書類に紛失がないことを確認した上で返却したことをチェックする欄を追加した。

平成29年度税務事務運営方針の徴収部門目標の一つに、長期滞納事案の整理促進を掲げ、各県税事務所は当該事案に係る個々の滞納事案の分析結果に基づく具体的な滞納整理方針を策定するとともに、滞納額の圧縮、滞納件数の削減などに数値目標を設定し、滞納整理方針に沿った計画的な滞納整理を実施することとした。

平成29年3月以降の会議及び研修等において、徴収事務取扱要領に従った事務処理について周知徹底するとともに、対象事務所に対して個別指導を行った。指導以降、当該事務所においては、徴収事務取扱要領にのっとった取扱いを行っている。

平成29年3月以降の徴収課長会議、徴収課グループ班長会議及び徴収事務研修会において、税務課から、管理監督者を含めた徴収担当職員に対して徴収事務取扱要領に従った事務処理について周知徹底した。また、平成29年度県税事務指導監査において、各県税事務所の県税領収書の返納に係る事務が徴収事務取扱要領に従い処理されていることを確認した。

平成29年3月以降の徴収課長会議、徴収課グループ班長会議及び徴収事務研修会において、税務課から、管理監督者を含めた徴収担当職員に対して徴収事務取扱要領に従った事務処理について周知徹底した。また、平成29年度県税事務指導監査において、各県税事務所の返納された使用済み県税領収書が、保存年限に従って保管されていることを確認した。

平成29年3月以降の徴収課長会議、徴収課グループ班長会議及び徴収事務研修会において、税務課から、管理監督者を含めた徴収担当職員に対して徴収事務取扱要領に従った事務処理について周知徹底した。また、平成29年度県税事務指導監査において、

**【指摘】 約束手形等の証券により県税の納付を受託した場合の事務について**

領収書を発行した事実を明らかにするためには、受託証券整理簿に領収書発行日を記載することが必要であり、また、領収書の発行日は通常の当日受付小切手と同様に、収納窓口で受け付けた日にする必要がある。しかし、領収書送付年月日の記載が漏れていた事例があった。領収証を送付したことを証するものであるため記載する必要がある。

**【指摘】 送達簿の作成について**

文書番号がないものが発見された。送達簿は送達文書を特定するために、作成するものであり、文書番号を記載しなければ何を送達したのかが不明であり、送達簿の意味をなさなくなる。したがって、文書番号は適切に記載する必要がある。

**【意見】 送達簿の作成について**

様式どおりに作成していない事例があった。県税事務所間の事務の統一化、効率化を図るためにも、様式どおりに作成することが望まれる。

**【指摘】 差押調書の日付の逆転について**

滞納者に送付する差押調書謄本及び第三債務者に送付する債権差押通知書の施行日が差押調書の日付より前になっていた事例があった。日付は正しく記入する必要がある。

**【指摘】 配当計算書の日付の誤りについて**

配当計算書の起案日と施行日の表記が誤って記載されていた事例があった。担当者は、誤りがないよう、配当計算書をセルフチェックするなどの対応が必要である。また、上席者のチェックにより誤りを発見し訂正することができる体制を整えることが望まれる。

**【意見】 長期間活動していない滞納案件について**

状況把握等の活動がなくこう着状態が継続することは、状況が悪化する可能性もある。少なくとも電話や郵便等により、定期的に状況把握等を試みることを望まれる。

**【指摘】 送達不能文書整理簿の作成について**

事務マニュアルにより作成することとされている「送達不能文書整理簿」を作成していない事例があった。

**【意見】 送達不能文書整理簿の作成について**

「送達不能文書整理簿」の機能は、税務システムで処理する他の事務の中でその大半を補うことができる状況である。そのため、現在は事務が重複している部分があることから、今後、

各県税事務所の県税領収書の受け払いに係る事務が徴収事務取扱要領に従い処理されていることを確認した。

平成29年 3 月以降の徴収課長会議、徴収課グループ班長会議及び徴収事務研修会において、税務課から、管理監督者を含めた徴収担当職員に対して徴収事務取扱要領に従った事務処理について周知徹底した。また、平成29年3月に税務課から、指摘対象事務所に対して受託証券整理簿の記載について個別指導をした。

平成29年 3 月に税務課から、送達簿摘要欄に文書番号を記載することを指摘対象事務所に対して個別指導をした。

平成29年 3 月以降の徴収課長会議、徴収課グループ班長会議及び徴収事務研修会において、税務課から、管理監督者を含めた徴収担当職員に対して、愛知県県税規則や徴収事務取扱要領などに定められた様式を使用するよう周知徹底を行った。

平成29年 3 月に税務課から指摘対象事務所に対して、正しい日付を記入するよう個別指導をした。

平成29年 3 月に税務課から指摘対象事務所に対して、正しい日付を記入するよう個別指導をした。

平成29年度税務事務運営方針の徴収部門目標の一つに、長期滞納事案の整理促進を掲げ、各県税事務所は当該事案に係る個々の滞納事案の分析結果に基づく具体的な滞納整理方針を策定するとともに、滞納額の圧縮、滞納件数の削減などに数値目標を設定し、滞納整理方針に沿った計画的な滞納整理を実施することとした。

平成29年 3 月に税務課から、送達不能文書整理簿を適切に作成するよう指摘対象事務所に対して指導した。当該事務所においては、平成29年 3 月に送達不能文書整理簿を作成した。

平成29年度に、送達不能文書整理簿のあり方を検討したところ、税務システムで送達不能文書整理簿の機能を補完する範囲は限られていること、重複している事務にも各々その役割があることなどから、



事務の重複を解消し効率化するという観点から「送達不能文書整理簿」のあり方を検討することが望まれる。

【指摘】減免（申請却下）通知書の作成について

海部徴収課において未納額照合に押印がないものがあつた。押印は適切に行う必要がある。

【意見】減免（申請却下）通知書の作成について

税制改正等に対応して様式を変更している場合もあり、事務処理の誤りを防ぐためにも、最新の様式を使用することが望まれる。

#### 8 税務事務に係る情報セキュリティ

【意見】独自調達・管理しているNASの取扱いについて

各県税事務所独自に調達及び管理をしているNASについて、ワイヤーロック自体を取り外すことができないような固定方法を検討するか、NASを施錠エリアに設置するなどの対応を行うことが望まれる。

【意見】スクリーンセーバーの設定について

セキュリティ対策の水準を一定以上保つために、「県税事務における個人情報の管理について」の規定に基づき、任意のディスプレイの閉鎖ではなく、スクリーンセーバーの自動設定を行うことが望まれる。

【意見】独自調達・管理しているデスクトップパソコンの取扱いについて

名古屋西部県税事務所では、デスクトップパソコンのドライブを共有フォルダとして利用しているが、全職員共通のパスワードであり、パスワードの変更も行われていなかった。IDを職員ごと又は共通した業務を行うグループごとに分け、また、パスワードを定期的に変更することが望まれる。

【意見】自己点検「個人情報管理点検シート」の実施について

名古屋西部県税事務所及び東尾張県税事務所においては、「個人情報管理点検シート」の回収を行うなど回答を確認することが望まれる。

【意見】自己点検「情報セキュリティに係る自己点検票」の実施について

自己点検の実施状況を適切に管理するため、様式余白に名前を記載させる、又は様式に名前の記載欄を追加するよう所管課に要望することが望まれる。

【意見】独自調達・管理しているNAS等のバックアップについて

県税事務所独自に調達及び管理しているNAS等ネットワーク共有ハードディスクのバックアップについては、バックアップを行っていない事務所や、バックアップを行っていても実

送達不能文書整理簿は現行どおりとし、適切な記載方法を平成29年度の徴収課長会議や徴収課グループ班長会議などで周知した。

平成29年3月に税務課から指摘対象事務所に対して、減免（申請却下）通知書の未納額照合欄に押印するよう個別指導をした。

平成29年3月以降の徴収課長会議、徴収課グループ班長会議及び徴収事務研修会において、税務課から、管理監督者を含めた徴収担当職員に対して、税制改正等に対応し定められた最新様式を使用するよう周知徹底を行った。対象事務所については平成29年3月から、最新様式を使用している。

平成29年度に、各県税事務所においてワイヤーロックを取り外しできない固定方法とすること、NAS（パソコンにではなく、ネットワークに接続して利用するハードディスク）を施錠エリアに設置することにより、NASの盗難防止対策を行うこととした。

平成28年10月に個人番号利用事務端末を配備し、離席から6分でロックされる仕様とした。

平成28年度に業務単位でIDを区分することにより、業務担当以外のフォルダへのアクセスを制限した。また、パスワードも定期的に更新することとした。

平成28年度から、個人情報管理点検シートを配布し自己点検を行った後に回収することで、回答を確認することとした。

平成28年度から、情報セキュリティに係る自己点検票を配布し自己点検を行う際は様式の余白に名前を記載することとした。

平成29年度から、各県税事務所においてNASの定期的なバックアップを行うこととし、バックアップを手動で実施している県税事務所については、月次の頻度でバックアップを行うとともに実施日時及

施した記録簿が作成されていないため実施した日時及び担当者が不明であり、実施漏れがあっても把握することができない事務所が存在した。管理簿を用いた定期的なバックアップ取得の運用又はバックアップの自動化を行うことが望まれる。

#### 【平成27年度包括外部監査】

(農林水産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

#### 第1 外部監査の結果—総括的事項—

##### 1 農地の集積・集約化の進展策について

#### 【意見】農地の集積・集約化の進展策について

農地中間管理事業について、例えば、県の各地域農林水産事務所の職員が、集落の公民館等農家が参加しやすい場所で開催される説明会、あるいは戸別訪問等において、直接対面で、制度の周知・啓発を図ることが効果的であると考えられるため、検討されたい。

農地の集約を推進するため、県においては、農地中間管理機構と農業委員会とのネットワークをより活用できるような取組を推進されたい。

##### 2 農林水産業に係る試験研究について

#### 【意見】研究課題の決定段階における外部評価の実施について

研究課題の決定に際して、専門知識を有した第三者の意見を求めることは、研究を効果的かつ効率的に進める上で有用な情報を入手する機会となるため、研究課題を決定するプロセスにおいても、分科会に研究当事者以外の第三者の参画を求めること等により、事前の外部評価の実施を行うことを検討されたい。

#### 第2 外部監査の結果—個別的事項—

##### 1 農林水産事務所

#### (1) 応急ポンプの管理及び貸出について

#### 【意見】貸出・点検を行う応急ポンプの選定について

長期間にわたり使用も点検も行われていない応急ポンプが生じる事態にならないよう、貸出や研修での使用、点検に出す応急ポンプの選定についてルール化する対応が望まれる。

##### 2 公益財団法人愛知県農業振興基金

#### (1) 助成事業について

#### 【意見】助成金交付申請書(事業計画書)における積算根拠の明確化について

申請者が適切に書類を作成できるよう、書類作成に当たってのガイドライン等を作成し、その中で必要となる添付書類を例示するなどし、積算根拠を明確にするよう申請者に指導する必要がある。

び作業担当者を明確にするため管理簿を作成し実施状況の把握を行うこととした。また、バックアップを自動で行っている県税事務所については、月次又は週次の頻度でバックアップを行うこととした。

農地中間管理事業の周知・啓発については、平成27年度から、農家が参加しやすい場所で開催される説明会等に積極的に参加し、質疑応答を踏まえて理解促進に努めている。また、平成29年度にほとんどの市町村農業委員会で設置された農地利用最適化推進委員は、その担当地域の農家の戸別訪問や集落の寄り合いを通じて、農家の相談に乗ることを業務の一環としており、その活動と連携しながら農地中間管理事業の制度を周知・啓発することとした。

平成29年9月に県内3か所で開催された「農業委員会と農地中間管理機構の連携に関するキックオフ会議」を契機に、県、農地中間管理機構、農業委員会との連携体制を構築した。

農業総合試験場については、平成28年度から、課題の設定について検討する農業専門分科会を、外部の有識者の参画を得て開催するよう変更した。平成29年度においては、大学教授、NPO事務局長も参画し、10月に開催した。今後も専門分科会を、外部有識者の参画を得て開催する。

水産試験場については、平成29年3月に水産試験場研究評価委員会を開催し、第三者である当会の外部評価委員(大学名誉教授、県漁業協同組合連合会常務)から、平成29年度研究課題設定についての意見を求めるとともに承認を得た。今後も当委員会において外部評価委員の意見を求めていく。

平成29年11月に、貸出・点検を行う応急ポンプの選定について、災害時必要台数は確保しつつ、点検済み及び動作確認済みのポンプに偏りが生じないように、前年度の貸出実績・点検実績を基にローテーション表を作成し、そのローテーション表に基づき選定するよう、ルール化を図った。

平成29年度助成事業概要の申請様式(様式第3号:収支予算書)注意書きに、必要となる添付書類と積算根拠の明示について追加記載するとともに、書類作成に当たっての記入例を作成し、申請者に指導することとした。

現地調査や電話、メール等により積算内容を確認した場合には、確認を行った証跡を残す必要がある。

【意見】実績報告書における証拠書類（写し）の添付について

書類作成に当たってのガイドライン等を作成し、その中で必要となる添付書類を例示するなどし、実績報告書の証拠書類としては、支出内容の確認ができる請求書の写し等を添付するよう申請者に指導する必要がある。

### 3 農業振興課

#### (1) 農地中間管理事業について

【意見】農地の集積・集約化の進展策について

自ら対象の農家（主として高齢の自給的農家）の方へ出向いて農地中間管理事業の制度を周知・啓発することに取り組むことが望まれる。例えば、県の各地域農林水産事務所の職員が、集落の公民館等農家が参加しやすい場所で開催される説明会、あるいは戸別訪問等において、直接対面で、制度の周知・啓発を図ることが効果的であると考えられるため、検討されたい。

【意見】農業委員会との連携について

農地の集積・集約化を推進するためには、「農地等の利用の最適化の推進」事務に関連して、農業委員会との連携を農地中間管理機構とともに積極的に行っていくことが重要であるとする。農地中間管理機構（公益財団法人愛知県農業振興基金）と農業委員会との間におけるネットワークをより活用できるような取組を推進されたい。

#### (2) 食と緑の基本計画2015について

【意見】離農等による将来の耕作放棄地に対する取組について

今後の計画の策定に当たっては、将来の耕作放棄地の発生を防ぐため、農業関係者と積極的に連携を図り、離農者から担い手への農地集積・集約が進むような各種の取組を推進されたい。

### 4 農業大学校

#### (1) 毒劇物の管理について

【意見】農薬等の期限管理について

農薬（ノーマルト、ロブラールくん煙剤等）、劇物（ロディ等）の一部に「使用期限」が切れているものが散見された。使用期限はメーカーが薬剤の安定している期間を定めたものであり、使用期限を過ぎたものは、順次廃棄すべきである。

### 5 水産試験場

#### (1) 試験研究等について

【意見】資源管理に係る選択性漁具開発の促進について

それぞれの魚種に合った資源管理方法につ

現地調査及び確認事項については、証跡資料を残すこととした。

平成29年度助成事業の実績報告様式（様式第7号：収支決算書）注意書きに、請求書写し等の添付について追加記載するとともに、書類作成に当たっての記入例を作成し、申請者に適切な指導を行うこととした。

農地中間管理事業の周知・啓発については、平成27年度から、農家が参加しやすい場所で開催される説明会等に積極的に参加し、質疑応答を踏まえて理解促進に努めている。また、平成29年度にほとんどの市町村農業委員会で設置された農地利用最適化推進委員は、その担当地域の農家の戸別訪問や集落の寄り合いを通じて、農家の相談に乗ることを業務の一環としており、その活動と連携しながら農地中間管理事業の制度を周知・啓発することとした。

平成29年9月に県内3か所で開催された「農業委員会と農地中間管理機構の連携に関するキックオフ会議」を契機に、県、農地中間管理機構、農業委員会との連携体制を構築した。

平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」において、農地中間管理事業を担い手への農地の集積・集約化を進める中心的な事業として位置付け、従来からの農地利用集積円滑化事業などの利用権設定事業も活用し、市町村や農業関係団体、農業委員会などの関係機関と連携して、農地の合理的な利用を促進する旨を明示した。また、平成29年度にほとんどの市町村農業委員会で農地利用最適化推進委員が設置され、農地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止等に取り組む体制が整った。

平成28年10月末時点で使用期限が切れた農薬等を集約し、平成28年12月に専門業者に依頼して農業大学校から産業廃棄物処理場に搬出、平成29年2月に産業廃棄物処理場での処理を終了した。

今後は、使用期限を過ぎた農薬等の使用の禁止を徹底し、農業大学校内の定められた保管場所で保管した上で専門業者に依頼して廃棄処分を行う。

マアナゴやシャコ等について、効果的な資源管理

いて、漁業者への啓発に努めるとともに、選択性漁具の開発についても外部資金の獲得等により事業規模を拡大して実施することが望まれる。

## 6 森林・林業技術センター

### (1) 試験研究等について

【意見】長期にわたって受け払いのない毒物及び劇物について

平成26年度の「物品管理簿」について、全体の通査を行ったところ、ほとんどの毒物及び劇物で受け払いの実績がなかった。今後も使用が見込めない毒物等については、適切に廃棄処理を行う等、保管する毒物等の定期的な見直しを行うことが望まれる。

### 【平成26年度包括外部監査】

(情報システムに関する財務事務の執行について)

#### 第1 外部監査の結果—総括的事項—

##### 1 「あいちICT活用推進本部」の積極的な活用について

【意見】「あいちICT活用推進本部」の積極的な活用

特に本部員会議は、「あいちICT活用推進本部」の中核をなす会議体であり、重要な施策の進行管理及び情報通信社会の進展に伴う課題の把握を行い、発行されるレポートの内容に係る情報共有を行うとともに、有識者会議での検討結果の活用を図るため、定期的な開催を行うことが望ましい。

有識者会議の開催結果及び議事録を速やかに公表することにより、開かれた行政の実現を促進することが望ましい。

#### 第2 外部監査の結果—個別的事項—

##### 1 情報資産の管理状況について

【指摘】情報資産の管理状況について

重要性Aの情報資産については定期的に保管状況を確認するとともに、不一致が生じた場合にはその原因を十分に調査し、必要に応じて情報資産管理簿の記載内容を実際の状況に合わせて更新するなどの対応を行うことにより、適切な管理を行う必要がある。

【意見】情報資産管理簿の記載対象について

税務システムに使用される一部の機器についても重要性Aの情報資産管理簿に記載し、情報の名称、保管場所、利用者の範囲等を明らかにして管理することが望ましい。

##### 2 不正アクセス対策について

【意見】被害を伴わない不正アクセスの記録について

不正アクセスが検出された場合は、被害の有無にかかわらずアクセスの手段やその日時等の記録を残す方針を明確にすることが望ましい。

### 【平成26年度包括外部監査】

(健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の

方策を漁業者に提案し、当該種の主要漁業である底びき網漁業において網目の大きい選択性漁具の導入を進めるとともに、あなごかご漁業にもこの取組を拡大させた。また、国立研究開発法人と選択性漁具開発の共同研究に取り組み始めた。さらに、平成29年4月には底びき網の引網設備を備えた漁業調査船の建造に着手しており、これにより効率的な漁具開発が可能となる。

使用見込みのない毒物及び劇物87本について、平成29年2月に業者により搬出、平成29年3月に廃棄処分が完了した。

本部員会議の定期的な開催については、要領等に明記していないが、情報共有のために年次レポートの公表時などには、必要に応じて開催している。

また、平成28年度あいちICT活用推進本部有識者会議の議事概要については、「ネットあいち」にて公表しており、今後も速やかに公表していく。

平成29年11月までに、各システムの情報資産状況を精査検討し、情報資産管理簿の内容を更新した。

平成29年11月から、税務システムサーバ等、税務システムで使用している機器について情報資産管理簿に記載し、管理することとした。

平成29年1月1日のセキュリティポリシー改正において、これまで「不正アクセスによる被害を受けた場合」としていた規定を「サーバ等への攻撃を受けた際」と変更し、被害の有無にかかわらず記録を保存することとした。

執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

第1 外部監査の結果

1 あいち健康の森健康科学総合センター(愛称: あいち健康プラザ)

(1) あいち健康プラザ全般について

【意見】ヘルスツーリズムの取組状況について

ヘルスツーリズムについては、平成23年度から取り組んでいる。今後、あいち健康プラザにおける主要メニューに位置付けられる程度に取組を拡大させるよう、あいち健康の森における各施設との連携を一層密にして推進していくことが望まれる。

【意見】健康づくりに係る成果の全国への発信の取組について

基本構想段階から全国的な施設として展開することを想定し、実際に整備された施設機能の面で全国的にトップレベルの施設であることは明らかであるため、今後は、例えば民間企業や県外の自治体の健康づくりに係る指導者養成事業を実施するなど、全国に発信する取組の実施・拡大を検討することが望ましい。

【意見】更新投資需要や費用対効果の検証を踏まえた今後の展開の検討について

あいち健康プラザにおける先進的施策とその成果を全国へ情報発信する取組を組織的に遂行する体制づくりとともに、県民の意向、利用者の声、専門家の知見等を幅広く把握し、中長期的な観点から従来の枠組みにとらわれない新しいあいち健康プラザのあり方について検討することが求められるものと考ええる。

【意見】健康増進につながる生活習慣を体感・学習するための宿泊型プランの開発

個々のメニューにおけるプランの充実もさることながら、プラン全体にわたって利用者に寄り添い日常生活の各シーンにおける健康的な生活習慣の重要性を指南する、ツアー旅行におけるツアーコンダクターのような役割を担う担当者の設置が重要になるものと考ええる。

【意見】あいち健康プラザとあいち健康の森薬草園との連携について

薬草に関する知識から実体験、薬膳料理まで、総合的なサービスを提供するために、健康プラザとの連携について検討することが望ましい。

ヘルスツーリズムについては、平成27年度には愛知県、地元関係者、あいち健康の森周辺施設等が共同で「あいちでスマ旅」を開催したほか、卓球、テニス、トライアスロンなどスポーツ活動の要素を取り入れたスポーツ&ヘルスツーリズムの取組を強化した。

また、平成28年度には「健康ちよい旅(大府商工会議所主催)」を、あいち健康の森の各施設、地元市町などと連携して実施し、ヘルスツーリズム事業の拡大に取り組んでいる。

さらに、平成28年度から新たにあいち健康プラザとして「宿泊型新保健指導(SLS:スマート・ライフ・ステイ)」を事業化した。

あいち健康プラザは健康づくりに関する成果を全国規模の学会で多数発表した実績があり、そうした成果が国の新たな健康づくり制度等に反映されるなど、順次全国に発信する取組を拡大している。また、指導者養成研修会は、民間企業からの受講者を多数受け入れている。

さらに、平成12年度から継続してJICA生活習慣病対策研修を毎年1回実施してきたが、平成29年度から研修回数を2回に増やすことで、取組を拡大した。

中長期的な観点から施設の今後のあり方について検討するため、平成28年度に学識者及び地元関係者を構成員とする見直し検討会議を開催し、平成29年3月に「あいち健康の森健康科学総合センターの見直し基本構想」を取りまとめた。

平成28年度から新たに事業化した「宿泊型新保健指導(SLS:スマート・ライフ・ステイ)」において、専門知識を持った担当者(保健師又は管理栄養士)が、地元の観光資源を活用し、生活習慣の改善につなげるための効果的なプランづくりから事業実施まで行うこととした。

平成27年11月に薬草園を含むあいち健康の森立地施設などとあいち健康の森健康長寿フェスティバルを開催した。また、同年10月から平成28年2月にかけて薬草園とも連携し、同園を組み込んだヘルスツーリズムモニターツアーを実施した。

さらに、平成28年度から、あいち健康プラザで開催する各種イベントに薬草園が出展し、薬草の特徴

2 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団  
(1に係るものを除く)

(1) 総合健診センターについて

【意見】 健診事業のあり方に関する中長期的な検討について

健診事業は今後、収支が厳しくなる一方で、高額な健診車の設備投資額の回収を図っていくことが予想されるため、中長期的な観点から、健診車の整備計画を含め、公益目的事業としての健診事業の将来のあり方を検討する必要がある。

3 保健所

(1) 監視・指導業務について

【意見】 毒物劇物の管理状況の確認方法について

廃棄委託先が発行するマニフェストの確認及び受払簿の確認を毒物劇物の監視指導票に含めることを検討されたい。

4 本庁における事業

(1) 健康日本21あいち新計画について

【意見】 各指標の全国における相対的水準の考慮について

各指標の現状数値の全国における相対的水準について積極的に情報発信していくことにより、健康への関心が高まる効果が見込まれる。また、特に県が低水準にあると認められる指標について特定した上で、それらの改善のための具体的な施策を検討することが、長期的な計画の推進と基本目標の達成につながるものと考えている。

(2) 保健所及び衛生研究所における行政サービスに係る手数料及びあいち健康プラザの施設に係る使用料等の算定方法について

【意見】 保健所及び衛生研究所の行政サービスに係る手数料に係る考え方について

保健所及び衛生研究所の行政サービスに係る手数料は、決算額に基づく検証は必ずしも行われていない。申請者にとっては、手数料と引換えに享受する行政サービスによって得

等を説明したパネル展示や薬草茶の試飲を実施している。

加えて、あいち健康プラザが主催し、薬草園が企画運営に携わって開催するイベントとして、平成29年度に新たに、花粉症対策としての薬草茶の特徴等の説明や試飲のイベントを実施することとした。

健診事業のあり方検討については、平成26年度に方向性を取りまとめ、がん健診からの早期撤退等具体的な実施に向けて、取組を進めている。

収支の改善、退職者不補充、健診車の順次廃車の方針のもと、これまでに、採算の悪い1事業から撤退し、平成27年度には職員を1名削減し、がん健診車も1台廃車したほか、平成29年4月から新生児を対象とした検査事業（ポンペ病・重症複合免疫不全症検査）を新たに実施した。

平成29年2月に毒物劇物監視マニュアルを一部改正し、「毒物劇物の盗難・紛失・流出等の防止措置」の監視項目の中に、「毒物劇物管理簿（受払簿）を作成し、毒物劇物の在庫量及び使用量を確認する」旨を明記した。

なお、廃棄委託業者が発行するマニフェストは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき別の確認が行われているため、監視項目に「マニフェストの確認」は追加しない。

各指標の進捗管理は毎年実施し、一部の指標については、全国における相対的水準を含め、結果を健康対策課のウェブページ等で公表している。

また、県民の健康に対する関心の向上や都道府県別に見ると下位群にある野菜の摂取量等の改善のため、平成26年度から市町村と協働して、県民の主体的な健康づくりを応援する「あいち健康マイレージ事業」を開始し、また平成28年度からは、健康への関心が低い者も含めた全ての県民に情報が届くよう、身近な生活の各シーンで情報の発信を行い、県民の健康づくりに取り組む気運を盛り上げる「健康づくりチャレンジ推進事業」を開始した。

これらの事業を含めた、県民の健康づくりを推し進める取組を今後も継続して行っていく。

毎年度の予算編成時において過去の収入状況を踏まえた歳入歳出を設定するとともに、手数料等改定の検討時においては決算額に基づく検証を行うこととした。

られる利益が毎年変わるわけではないといった課題があるものの、実態を把握するためにも、一定期間ごとに検証を行うことも考慮に値するものと考えられる。

【平成25年度包括外部監査】

(産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

第1 外部監査の結果—総括的事項—

1 補助金の制度設計について

【意見】補助金の制度設計について

補助金の効果をより明確に測定するには、補助事業実施後における事業目的の達成度を測れるようなアウトカム指標を設定することが望ましい。

第2 外部監査の結果—個別的事項—

1 商業流通・観光推進関連施策(県産業労働部)

(1) 商業団体等事業費補助金について

【意見】補助金の効果測定について

補助金の効果をより明確に測定するには補助実施件数のようなアウトプット指標ではなく、補助事業実施後の商店街の活性化の程度を測れるようなアウトカム指標を設定することが望ましい。

例えば5年ごとの長期的なトレンドの改善目標を設定するなどの方法も検討することが望ましい。

【意見】交付決定における審査について

毎年効果の得られない事業に補助金を投入することを防ぐため、継続事業においては、前年度評価や改善案を踏まえた上で効果が認められるかどうかの判断を行うことが望ましい。よって、当該補助金の交付決定の審査項目には、交付要綱に従っているかという点に加え、前年度評価や改善案を踏まえた有効性の判断指標すなわちアウトカム指標を加えることを検討いただきたい。

(2) 犬山国際ユースホステル管理運営委託費について

【意見】施設の位置づけについて

犬山市では当該施設と隣接する国際交流村(犬山市が運営する施設)と一体で公共性のあるニーズを取り込んだ事業展開の可能性を検討しているとのことであるが、県としては、同市への移管の実現可能性がなくなった場合には、民間への譲渡又は廃止を検討することが適切であると考えられる。

【平成24年度包括外部監査】

(県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について～県の監査対象となる関係団体の財務の

新あいち創造研究開発補助金について、平成26年度から「補助事業者による試作品・製品化率」を指標に設定した。また、愛知県商店街振興組合連合会補助金について、平成28年度から事業を実施する際に参加する商店街に対してアンケート調査を実施して満足度を数値化し、効果測定を行うなど、産業振興施策における補助金について、アウトカム指標の設定等により、補助事業実施後における事業目的の達成度を測る措置を講じた。

商業団体等事業費補助金については、平成26年度に、実効性を高めた補助制度とするために、複数の補助金の整理・統合を行い、商業振興事業費補助金に改正した。

当該補助金については、平成28年2月に「あいち商店街活性化プラン2016-2020」を策定したことを受け、同プランで目標として掲げている「主な商店街のうち、通行量の改善した商店街の割合」を平成29年度事業の行政評価指標のアウトカム指標として新たに追加した。

継続事業について、アウトカム指標の設定については事業後、直ちに効果が測定できない場合もあることから、補助事業の有効性については、前年度評価を踏まえた改善案を申請書において変更点として記載させることで判断することとした。

平成27年度に、当施設のあり方を改めて検討したところ、近年の観光客の増加状況等に鑑み、民間活力を活用した効率的な運営を検討することとし、公募により新たな指定管理者として(一財)日本ユースホステル協会を選定した。

平成29年度に、同協会による平成28年度の経営状況を検証した結果、引き続き効率的に運営することは可能と判断し、平成30年度からは、指定期間を5年間とする指定管理者制度を活用し、更なる経営改善を進めていくこととした。

執行も含めて～)

第1 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団

1 あいち健康プラザに関する事業

【意見】建設費及び県の負担、収入額

県の総支出と収入の差額が、平成9年度から平成23年度までで約484億円で、平成23年度は指定管理料だけで合計約9億円も金額を費やしている。このまま来館者が減少することがないよう県としても活性化策をとり評価はされるが、更に積極的に活性化を図るよう検討すべきである。

【意見】健康科学館利用収入

個別の経費を算出し、収支を分析するとともにランニングコストを勘案した上で、今後のあり方を検討すべきである。

第2 総括

【意見】抜本的改革の提案

ヘルスツーリズムについて、これまで以上に積極的な推進を図るべきである。

【平成20年度包括外部監査】

(内陸用地造成事業及び臨海用地造成事業における造成土地の管理について)

第1 外部監査の結果

1 先行取得用地について

【意見】幡豆地区

必要な用地の確保は、事業実施に当たっての重要命題ではあるが、保安林解除予告告示後の対応などの難航により中止となるなど、事業の不確定要素から発生するリスクへの対策を前もって十分に立てておくことが望まれる。このことは、幡豆地区の土地のみでなく、用地取得にとっての重要な課題である。

2 保有が長期化している未処分宅地の販売方針について

【意見】販売が長期化している未処分宅地の発生要因と今後の対応について

企業庁では、未処分宅地として長期化している地区であっても、道路アクセスが改善されることによって、一気に販売が進む場合もあると考えている。企業が立地を決定するに当たっては、流通コストも重要であり、流通の利便性は重要性の高い項目であると考えられる。建設部等の関連部署との一層の連携を図り、より効果的に企業誘致を進めることが望まれる。

【平成19年度包括外部監査】

(公の施設における指定管理者制度の運用状況につ

平成29年3月に「あいち健康の森健康科学総合センターの見直し基本構想」を策定し、施設の廃止等を行うことでコスト縮減を図ることとした。また、急速に高齢化が進行する中、あいち健康プラザがこれまで培ってきた生活習慣病予防のノウハウ等を活かし、認知症予防を中心とした取組を進めていくことで、更に積極的に活性化を図っていくこととした。

平成29年3月に策定した「あいち健康の森健康科学総合センターの見直し基本構想」において、必要性、今後の設備投資の負担等から総合的に判断し、平成32年度を目途に健康科学館を廃止することとした。

平成27年度は「宿泊型新保健指導(SLS:スマート・ライフ・ステイ)」やあいち健康の森周辺施設の観光を兼ねた「あいちでスマ旅」など、試行的に新たな取組を実施した。

これらの取組を踏まえ、更にあいち健康の森周辺施設との連携拡大やアクティビティの充実を図り、平成28年度からはあいち健康プラザとして事業化した。

平成19年度の都市計画法の改正により、市街化調整区域内の開発行為には、地区計画を策定する必要性が生じたため、各種土地利用規制に関する事前調整がより厳格に行われるようになり、開発に対する土地利用規制のリスクは低減されている。

加えて、平成21年度に各種法規制との調整の見込み、地権者全員の同意、採算性の確保等を開発するための要件として整理した。

さらに、事業実施リスクの低減のため、平成29年度には、用地取得前に調整池等主要な施設の検討に必要な測量、調査及び設計業務の一部、物件調査の一部を実施することで、より正確な採算性の検討を行えるようにした。

監査の対象となった保有が長期化している未処分宅地7地区については、6地区が売却又はリースにより処分が完了した。残る1地区についても、平成28年にインターチェンジが開通し、アクセスの改善が図られた。



いて)

第1 個別施設の検討結果

1 個別施設の検討時に発見された共通の問題点

【意見】決算書の検討状況について

各部局ごとに決算書の検討方法が異なっているが、建設部が実施している安全性指標と収益性指標を用いた検討方法が最も望ましい方法と考えられるので、これを参考にしてチェックリスト等により検討手続を標準化し、検討を一定水準以上に確保できるよう規定を整備することが望まれる。

決算書の検討を含む指定管理者への定期モニタリング結果について、平成29年度から、外部委員による検証・評価を実施し、モニタリングにおける評価基準の統一的な運用を確保する仕組みを構築した。

